

排水設備にかかる窓口申請の受付業務について

尼崎市公営企業局下水道部下水道建設課 排水設備担当

排水設備担当の窓口では、主に下記の3つの申請業務を行っています。

I 事前協議（尼崎市住環境整備条例第23条の事前協議）

建築確認申請を行うために必要となる協議です。

良好な住環境の形成を図るため、排水計画について協議する必要があります。

協議に関する詳細は別添の「I 事前協議」を参照下さい。

II 制限行為の許可申請（下水道法第24条の申請）

下水道本管や人孔等へ接続等する場合に必要な申請です。

公共下水道の排水施設へ接続する場合には、公共下水道管理者の許可を得る必要があります、また、工事完成後には直ちに完了届を提出する必要があります。

申請に関する詳細は別添の「II 制限行為の許可申請」を参照下さい。

III 排水設備工事計画確認申請（尼崎市下水道条例第3条の申請）

建物へ排水設備を設置する場合に必要な申請です。

排水設備工事を行う場合には、工事着手前の工事計画の確認と工事完成後のしゅん功検査を受ける必要があります。

申請に関する詳細は別添の「III 排水設備工事計画確認申請」を参照下さい。

(以 上)

排水設備にかかる窓口申請業務フロー図

尼崎市公営企業局下水道部下水道建設課 排水設備担当

